

平成 26 年 5 月 20 日

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

---

パラリンピック特別賞 報奨金の額の改定について

---

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会は、本日、臨時理事会(13:30～ 協会会議室)を開催し、『公益財団法人日本障がい者スポーツ協会パラリンピック特別賞表彰規程』について、下記の通り一部改定することにしたのでお知らせいたします。

1. 審議事項

パラリンピック特別賞報奨金の額の改定について

2. 改正内容

(現行)

第3条 パラリンピック特別賞の受賞者には、賞状及び報奨金を授与する。

- 2 報奨金の額は、大会の表彰規程により第1位に入賞した者については100万円、第2位に入賞した者については70万円、第3位に入賞した者については、50万円とする。

(改正)

第3条 パラリンピック特別賞の受賞者には、賞状及び報奨金を授与する。

- 2 報奨金の額は、大会の表彰規程により第1位に入賞した者については150万円、第2位に入賞した者については100万円、第3位に入賞した者については、70万円とする。

3. 適用

ソチ2014パラリンピック冬季競技大会から適用する。

4. 改正の考え方

パラリンピックメダリストの報奨金については、オリンピックと同等にすることを目指して財源確保策などの検討を進めているが、今回その一歩として、現行報奨金の1.5倍程度の引き上げを行ない、現状で可能な範囲での改善を図ることとする。